

美祢市病院等事業医療廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

1 基本方針

この仕様書は、各施設の医療廃棄物収集運搬及び処分業務を実施するための仕様書の概要を示すものであり、受託者は実務の遂行に当たり、病院等の公共性及び特殊性を認識し、この仕様書に示されていない事項であっても作業の性質上当然しなければならない業務は勿論のこと軽微と思われる業務についても、病院担当者の指示に従い契約金額の範囲内において相互協力して実施するものとする。

2 業務の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、美祢市病院等事業の排出する医療廃棄物の収集運搬及び処分を適正に処理することを目的とする。

3 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 受託条件

- (1) 受託者は、廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、適正に収集運搬及び処分（溶融）を実施すること。
- (2) 受託者は責任者を明確にすること。
- (3) 業務の再委託は認められない。
- (4) 収集運搬業者及び処分業者は、それぞれ特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の山口県知事等の許可を得ている事業者であること。
- (5) 施設側から要請があった場合、処分場所及び処分方法の確認（立ち会い）をさせること。

5 業務内容

以下の範囲で収集運搬を実施し、適正に処分（溶融）すること。

(1) 対象施設

- ア 美祢市立病院…美祢市大嶺町東分 11313 番地 1
- イ 美祢市立美東病院…美祢市美東町大田 3800 番地
- ウ 美祢市訪問看護ステーション…美祢市秋芳町秋吉 5335 番地 1

(2) 収集日及び回数

収集日・回数については、美祢市立病院及び美祢市立美東病院は週2回以上、美祢市訪問看護ステーションは月1回以上、それぞれ日・祝日を除

く施設側の指定した日とする（現行では両院とも毎週月・水・金）。

但し、年末年始等の長期の連休中においては、施設側と協議のうえ回収し、回収した医療廃棄物については適正に処分場に持ち込まなければならない。

(3) 収集見込量

年間収集する医療廃棄物の数量等は次の通りとする。なお、スタンドは下記台数分を設置すること（現在、使用しているスタンドがそのまま使用できる場合は、使用可。）

ア 美祢市立病院

- ・ 感染性医療廃棄物 年間 37,100 k g / 年
- ・ 使用容器
 - 70 ℓ ペール缶 150 個 / 年
 - 50 ℓ ペール缶 5,000 個 / 年
 - 20 ℓ ペール缶 3,650 個 / 年
 - 50 ℓ ダンボール箱 8 個 / 年
- ・ スタンド
 - 70 ℓ ペール缶用 2 台
(既存 2 台)
 - 50 ℓ ペール缶用 20 台
(既存 20 台 更新 6 台)
 - 20 ℓ ペール缶用 42 台
(既存 39 台 追加 3 台 更新 1 台)
 - 50 ℓ ダンボール箱用 1 台

イ 美祢市立美東病院

- ・ 感染性医療廃棄物 年間 20,000 k g / 年
(うち検査廃液 750 ℓ / 年)
- ・ 使用容器
 - 50 ℓ ペール缶 600 個 / 年
 - 20 ℓ ペール缶 300 個 / 年
 - 20 ℓ 液体用ポリ容器 (検査廃液用)
35 個 / 年
 - 50 ℓ ダンボール箱 3,700 個 / 年
- ・ スタンド
 - 50 ℓ ペール缶用 35 台
 - 20 ℓ ペール缶用 22 台

ウ 美祢市訪問看護ステーション

- ・ 感染性医療廃棄物 年間 200 k g / 年
- ・ 使用容器
 - 20 ℓ ペール缶 50 個 / 年
- ・ スタンド
 - 20 ℓ ペール缶用 1 台

6 入札額

入札書に記載する金額は次のとおりとする。

- (1) 感染性医療廃棄物（おむつ、検査用廃液含む）の収集運搬及び処分に係る経費とし、容器・袋代を含む。
- (2) スタンドの交換が必要な場合は、当初1回のみ受託者の負担とし、入札額に加えること。委託期間中の破損等による交換は、発注者の負担とする。
- (3) 1 kgあたりの単価（税抜）を記入するものとする。

7 作業員の配置

受託者は本委託業務を十分に遂行できる能力を有する作業員を適正に配置するものとする。また、委託期間中における作業員の異動は、原則として行わないこととし、作業員（予備員を含む）の名簿を提出し、各施設担当者の承認を得ること。やむを得ない理由で異動する場合は別途協議し、事前に承認を得ること。

8 使用機器・材料

委託業務に使用する機械・器具は全て受託者の負担とする。

9 損害の負担

業務の実施によって生じた損害は、受託者の負担とする。

但し、その損害の発生が各施設の責めに期すべき事由による場合はこの限りではない。

10 守秘義務

業務遂行上知り得た患者及び入所者の情報及び各施設の情報・秘密について、決して他に開示または漏らしてはならない。

11 一般注意事項

作業員は、患者等施設利用者及び外来者等に対して、言動に注意し、各施設に対する信用を損ねることのないよう秩序ある態度で業務の遂行に当たること。